

船橋市 IHEAT 運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条から第23条までの規定が改正され、外部の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）が法定化されたことを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合（以下、「健康危機発生時」という。）に備えた平時からの船橋市（以下、「市」という。）の IHEAT に関する計画的な体制整備及び健康危機発生時における運用その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語は、次の各号のとおりとする。

(1) IHEAT 要員

保健所等の業務の支援が可能な専門職¹（地域保健法施行規則第3条）であり、IHEAT.JP に登録されている者

(2) IHEAT.JP（IHEAT 運用支援システム）

国が整備する保健所設置自治体における IHEAT の運用を支援するシステム

(3) 県要員

IHEAT 要員のうち、IHEAT.JP ユーザー利用規約同意済みであり、県を第1支援自治体又は第2支援自治体として登録した者

(4) 第1支援自治体

IHEAT 要員の居住地又は勤務地にある保健所設置自治体

(5) 第2支援自治体

第1支援自治体が保健所設置市である場合の県、又は第1支援自治体が県である場合の当該県

(6) 市要員

県要員のうち、を第1支援自治体として登録した者

(7) 市 IHEAT 職員

市要員のうち、健康危機発生時に保健所等の業務支援を行うため、会計年度任用職員として任用された者

¹ 医師、保健師、看護師のほか、歯科医師、薬剤師、助産師、管理栄養士等

(8) 保健所設置市

地域保健法第5条に基づき、保健所を設置した市（地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及びその他の政令で定める市）（県内の市に限る。）

(9) 保健所設置自治体

県及び保健所設置市をいう

(市の役割)

第3条 IHEATの運用の主体として、健康危機発生時に速やかに市要員の支援を受けられることができるよう、市要員の確保、名簿管理及び実践的な訓練・研修等受入体制を整備し、所属先がある市要員については支援が円滑に実施されるよう所属機関との調整等を行う。

(市要員の役割)

第4条 市要員は、市から支援の要請があった際には、自発的意思により、可能な限り要請に応じて支援業務を行う。また、別表一に掲げる国や県及び市保健所で実施される研修を受講し資質の向上に努める。

(市 IHEAT 職員の業務)

第5条 市 IHEAT 職員は、健康危機発生時における保健所等の業務を支援するため、別表二に掲げる業務を実施する。

(健康危機発生時における活動期間等)

第6条 市 IHEAT 職員の活動期間、活動場所及び業務内容等は、要請を行う市と市 IHEAT 職員が協議の上、これを定める。

(守秘義務)

第7条 市 IHEAT 職員は、市 IHEAT 職員としての業務に関して知り得た情報について守秘義務を有する。(地方公務員法(昭和25年法律第261号)又は地域保健法第21条第3項)

(災害補償)

第8条 市 IHEAT 職員の災害補償については、市 IHEAT 職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第一第十三号に規定する病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業に従事するものと位置付けられることから、原則として労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき実施する。

平時の準備

(市要員の確保)

第9条 市は、市要員に関する募集や広報を、特に、地域における外部の専門職や保健所を退職した者等の行政機関での勤務経験者等に対し積極的に行う。

(市要員の新規登録受付)

第10条 市は、原則として、船橋市のオンライン申請により IHEAT. JP への新規登録受付を行う。

(市要員の人材育成)

第11条 市要員が即応人材として保健所等において支援する業務の実施方法や手順を理解し実践できるよう、別表一に定めるとおり、各実施主体が研修を年度各1回行うこととする。

2 市は、市要員について、感染症対策の一環として行う実践訓練等に参加させる。

3 市は、IHEAT. JP により市要員の研修受講履歴管理、修了証番号の発行等を行う。なお、別表に定める「e-ラーニング」「講義・講演・演習等」については、県が研修受講履歴管理を行い、市が修了証番号の発行等を行う。

4 市で行う実践訓練等に参加した市要員に対し、当該年度に受講した別表の研修について、別表一に定めた研修協力謝金を支払うものとする²。なお、交通費については、相当額を謝金に上乗せして支払うものとする。ただし、市要員1名につき年度10万円を限度とし、他自治体から研修協力謝金の支給を受けている場合等は支払対象外とする。

(関係者への協力依頼)

第12条 市は、市要員の本業の雇用主に対し、市要員の研修受講や健康危機発生時の業務支援に関して協力依頼を行う。

健康危機発生時の対応

(市要員への支援要請基準)

第13条 市は、新興感染症発生等に伴い、職員による人員調整だけでは保健所等の業務への対応が困難な場合等の必要な場合に、市要員へ支援要請を行うことができる。

² 受講判断は、予定していた訓練・研修等のおおむね8割以上を受講できた場合とする。

(市要員への支援要請)

第 14 条 市は、IHEAT. JP により市要員に対し支援要請を行う。

(活動の変更及び中止)

第 15 条 市は、人材派遣や外部委託等により、健康危機発生事案に対応できる体制が確保されると見込まれる場合、あらかじめ支援中の保健所等と協議・調整したうえで、市 IHEAT 職員に対し活動の変更及び中止を連絡する。

(県への派遣調整依頼)

第 16 条 市は、必要な要員が確保できない場合、県に対して派遣の調整を依頼する。

(委任)

第 17 条 この要領に規定するもののほか、IHEAT の運用に関して必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表一

研修種別	内容	実施主体	受講対象者	研修協力謝金 及び交通費支給 対象者	謝金額
保健所実践訓練等	感染症業務に関する実践型訓練や研修	市保健所	市要員	○	8,000円 ※交通費については、 相当額を謝金に上乗せ して支払う。
e-ラーニング	感染症等の健康 危機に関する基 本的な教育	国の教材を 利用して県 が実施	市要員	当該年度実施の 保健所実践訓練 等を受講した場 合○	各 5,000円 ※交通費が発生した場 合は、相当額を謝金に 上乗せして支払う。
講義・講演・演習 等	感染症に関する 応用的な教育	県	市要員		
国において実施す る疫学研修（国立 感染症研究所専門 講習など）	—	国	市要員のう ち、上記研修 や訓練の受 講歴がある 者		

別表二

健康危機に対応するための保健所等の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的疫学調査、自宅療養者への健康観察、相談対応、検査業務 等 ・宿泊療養施設での健康観察等、高齢者施設等への感染症対策指導 等
保健所等の通常業務	結核等の感染症対策、健康づくり、精神保健、難病対策 等